

R 8 渡良瀬川管内ネットワーク設備更新工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 6 月

国土交通省関東地方整備局
渡良瀬川河川事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、電気通信設備工事共通仕様書（令和 8 年 3 月改定）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

1. 本工事の主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる基準を満たす者を専任で配置することとする。
 - (1) 主任技術者は、1 級電気通信工事施工管理技士、2 級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。
 - ①技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））の資格を有する者。
 - ②建設業法第 7 条第 2 号イ、ロで定める者（イについては、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。）
 - ③国土交通大臣が上記イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。
 - ④本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 主任技術者が技術研磨のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。
4. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第4条 現場代理人

現場代理人について工事現場における常駐を要しない期間については、「工事請負契約書の運用基準について」（平成22年9月6日付け国地契第20号）による。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第5条 設計製作体制等

本工事の設計製作体制等については、受注者自らの体制、ならびに設備の製作を他社に委託する場合の体制を下記の様式に記載し、契約後速やかに監督職員に提出し、完成図書に綴るものとする。

(1) 設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制（別紙－2）

(2) 障害時の支援体制、保守部品の供給体制ならびに発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制（別紙－3）

第6条 コリンズへの登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）
4. 共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 栃木県足利市田中町 緯度 36° 19' 36" 経度 139° 27' 11"

終点 起点と同じ

5. 共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）本工事は、渡良瀬川河川事務所管内において、事務所、出張所等の情報

ネットワークを構成するＬ３ＳＷなど各種ＩＰ伝送装置を更新するものである。

第7条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ○○建設株式会社 印

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
 注意 2）所属会社の写真とする。

第 8 条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。
 - （1） 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - （2） 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - （3） 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は渡良瀬川河川事務所のホームページにより公表する。
 - （4） 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
- なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第 9 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 8 年 3 月）」に基づき実施するものとする。

2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 8 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１０）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 10 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 11 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 8 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事・業務で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.8）
令和 8 年 3 月版国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第12条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第13条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第14条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第15条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第１６条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第１７条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書共通編１－１－１－１７から１－１－１－１９に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第１８条 スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が高額となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が高額となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第１９条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和８年３月改定）及び、国土交通省電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（令和６年３月改訂）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年３月改定）及び、国土交通省電気通信設備工事写真管理基準（案）（令和６年３月改訂）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第２０条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、[〈https://www.jcomsia.org/kokuban〉](https://www.jcomsia.org/kokuban)。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（「2-2 撮影方法」による）。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集-等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお納品時に、受注者は改ざん探知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第21条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （10）鏡と手洗器
- （11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （12）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （13）擬音装置（機能を含む）
- （14）着替え台
- （15）臭気対策機能の多重化
- （16）室内温度の調整が可能な設備
- （17）小物置き場
（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所です計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記 2. の協議時に見積書を添付し、規格・基準等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 2 2 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

- ②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第 23 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

- ①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

- ②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を、真夏日とする。

- ③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は WBGT が 25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。
上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（3）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（4）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \quad \text{※ 真夏日補正係数: 1. 2}$$

第24条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第25条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久

性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能な場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第26条 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式-11により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：契約の翌日から令和9年3月31日まで

（但し、令和8年8月1日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、契約の翌日から令和9年3月31日までに工事を完了させること。

第27条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第28条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第29条 週休2日制適用工事の概要

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、月単位の週休2日を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（月単位）」の試行工事である。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。
 - 1) 週休2日
対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - ① 月単位の週休2日
対象期間内の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 通期の週休2日
対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - 2) 対象期間
工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - 3) 現場閉所
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
 - 4) 4週8休以上
対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率）が、全ての月で28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
3. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場

合は、連絡は不要である。

- ① 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ② 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③ 官公庁の休日の場合

- 4. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
- 5. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。なお、入力様式は監督職員より提供する。
- 6. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
- 7. 対象期間において、全ての土曜日及び日曜日を閉所する「完全週休2日（土日）」を達成した工事については、工事成績評価の加点評価の対象とする。なお、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評価から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
- 8. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から月単位の週休2日（4週8休以上）を達成した場合の補正係数を労務費、機械経費（賃料）、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日（4週8休以上）を達成していないものは、補正係数を通期の週休2日（4週8休以上）に変更する。その際、4週8休未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

第30条 施工場所

本工事の施工場所は、以下のとおりとする。

渡良瀬川河川事務所管内

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 栃木県足利市田中町661-3 | 渡良瀬川河川事務所 |
| (2) 栃木県足利市田中町661-5 | 足利出張所 |
| (3) 栃木県足利市瑞穂野町 | 姥川排水機場 |
| (4) 栃木県佐野市堀米町3971-10 | 佐野河川出張所 |

第31条 個人情報の取扱について

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された

後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙ー 2）を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況につ

いて報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第32条 セキュリティに関する事項

1. 機密保持の厳守

受注者は、施工上知り得た機密情報を、施工のために知る必要のある受注者に属する者及び発注者以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、工期中はもとより、工事完成後においても有効に存続するものとする。

2. ポリシーの遵守

受注者は、発注者の保有する情報セキュリティポリシー並びに受注者の自社セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

また、発注者の保有する情報セキュリティポリシー及び、これに付随する資料については、その内容を秘密にしなければならない。

3. 損害賠償責任

受注者の責めによりコンピュータウィルス等により発注者の保有するデータ及びネットワークに被害を及ぼした場合、又はセキュリティポリシーが遵守されなかったことに起因する損害等については、受注者の費用負担をもって原状回復を行うものとする。

尚、損害賠償の範囲については発注者と受注者で協議して定めるものとする。

第33条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工事	8：30～17：15

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第34条 概算・概略数量

本工事は、概略数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第35条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第36条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2. 本工事において、第34条 新技術の活用「新技術の定義」に示す 1) ～ 4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第34条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用され

る技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 37 条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有シス

テム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用し
てよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協
議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメ
ール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではな
い。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力する
ものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術
管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得
ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用
期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を
使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設
業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等
に従い、監督処分を実施する場合がある。

第38条 契約後VE方式

1. 「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的
物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材
料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。
2. 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
3. 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提
案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
4. 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（別紙様式-1
～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

- (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
5. 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
 6. 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
 7. V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。
 8. 提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
 9. V E提案の採否について、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面（別紙様式ー5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
 10. V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
 11. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
 12. 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E管理費」という。）を削減しないものとする。
 13. V E提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E管理費については、原則として変更しないものとする。
 14. 評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
 15. 発注者がV E提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第39条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、
①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 36 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 40 条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。（共通仕様書第 3 編 3-1-1-1 の適用）

2. 共通仕様書第 3 編 3-1-1-1 第 2 項、第 6 項及び第 7 項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第 3 条第 1 項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。（合意単価の公表）

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第 41 条 世界的な半導体不足の影響等による適切な工期の確保

本工事に使用する電気通信機器について、不測の事態等による入手時期の遅延に伴い工期変更の必要が生じる場合には分任支出負担行為担当官と協議することができる。

第 2 章 器具及び材料

第 42 条 器材の確認

下記の器材の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない

区 分	確認器材名	摘 要
電線・ケーブル類	各種	装置付属品を除く

第 43 条 J I S 製品記号

設計図書中の J I S 製品記号は、J I S の国際単位系（S I）移行（以下、「新 J I S」と

いう。)に伴い、すべて新ＪＩＳの製品記号としているが、旧ＪＩＳに対応した材料を使用する場合は、旧ＪＩＳ製品記号に読みかえて使用出来るものとする。

第４４条 撤去品等の処理

産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」により適正に管理するものとし、受注者の責において管理表を交付するものとする。また、その写しを監督職員に提示すること。

処分等に要する費用は都道府県知事等の許可を受けている運搬及び処分業者からの処理費内訳を監督職員へ提出することにより設計変更の対象とする。

第３章 その他

第４５条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第４６条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第４７条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号最終改正令和 3 年 9 月 1 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。

7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地で点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第48条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第49条 検査書類限定型工事

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「検査書類限定型工事」の対象である。
2. 検査書類限定型工事とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第50条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第4章 IP伝送装置

第51条 機器の確認

下記の機器の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない

区 分	確認機器名	摘 要
IP伝送装置	L3—SW	
	L2—SW	

第52条 機器仕様

1. 本IP伝送装置は、国土交通省IP伝送装置機器仕様書（令和6年3月）
URL（<http://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/kikisiyou.html>）を参照）によるほか、別添「R8渡良瀬川管内ネットワーク設備更新工事」によるものとする。
2. 本工事のSI仕様書は、別添「R8渡良瀬川管内ネットワーク設備更新工事 SI仕様書」によるものとする。

第53条 一般施工

1. 調整に当たっては、熟練した技術者等により機器本来の性能を十分に発揮できるように入念に行わなければならない。
2. 上記技術者等は、工場又は事業所等から派遣するものとする。

第54条 据付調整

1. 機器の据付に当たっては既設ラックの空きスペース等を有効利用し、取付を行うものとする
2. 既設多重無線回線（長野原局、赤城山局、榛名局）の光統合に合わせ、主ルート（光回線）の切断時には、副ルート（マイクロ回線）へと自動的に切り替わるように設定し、その動作確認まで行うものとする。なお、切替動作の確認方法については、事前に監督職員と十分な打合せを行うものとする。

3. ネットワーク機器の設置に伴い、既設ネットワーク監視設備の運用監視サーバに対し、SNMP監視対象としての登録作業を行うものとする。なお、登録内容及び設定方法については、事前に監督職員と十分な打合せを行うものとする。
4. 本工事に伴う関連システムの停止については、事前に監督職員と十分な打合せを行い、移行作業の1ヶ月前までに停止期間を含む工程表について、監督職員の承諾を得るものとする。

第55条 システム・インテグレーション

1. 概要

本件は渡良瀬川河川事務所における光マイクロ統合網の整備及びネットワーク機器の老朽化に伴う機器更新に対して、設計及び機器への設定を実施するものである。

2. 対象機器

システム・インテグレーションの対象機器及びネットワーク構成は、図面「物理構成図」を参照のこと

3. 作業内容

a. ネットワーク環境調査

新たに設置するネットワーク及び、関連する既存のネットワーク等を把握するための環境調査を行う。

- ① 現状ネットワーク構成の調査
- ② 現状ネットワーク機器で使用しているアドレスの調査

b. ネットワーク設計

ネットワーク環境調査の結果に基づき、ネットワーク設計を行う。

- ① 物理設計
- ② 論理設計
- ③ IPアドレス設計
- ④ ルーティング設計
- ⑤ ファイアウォール/マルチキャストファイアウォール設計

c. 既存関連システム整合設計

既存システム及び関連システムとのアドレス体系、基本ルーティング等の整合を図るための設計を行う。

なお、本設計結果をネットワーク設計にフィードバックさせる。

d. コンフィグファイル作成

ネットワーク設計に基づき、新設ネットワーク機器の設定用コンフィグファイルを作成する。また、既存機器の修正コンフィグファイルを作成する。

第56条 IPアドレス等構成管理情報等の取扱

1. 受注者は、発注者より貸与されたIPアドレス等の構成管理情報に係る関係資料について、その必要が無くなった場合は、直ちに監督職員に返却すること。
2. 本工事によりIPアドレス等の構成管理情報に係る関係資料に追加・修正が必要となっ

た場合は、追加・修正した同情報に係る関係資料を監督職員に提出しなければならない。

3. 受注者は、工事完成時までに、本工事により知り得た IP アドレス等の構成管理情報（追加・修正した同情報に係る関係資料を含む）を全て消去するとともに、それを実施した旨を書面により監督職員に提出しなければならない。

第 57 条 貸与資料

貸与資料は以下のとおりとする。

1. 既設設備に関する完成図書等の資料
2. 渡良瀬川河川事務所ネットワーク監視設備（System walker Network Manager）使用手引書

第 58 条 電気通信施設 DB（Web E T A システム登録用）データの作成

本工事は、電気通信施設資産管理用データ作成の対象工事である。

以下に示すとおりデータを作成し、本工事完成時までに電子媒体により監督職員に 1 部提出するものとする。

なお、データ作成に必要となる「電気通信施設 DB（E T A システム登録用）データ作成要領（案）（受注者用）」及び施設台帳（記入様式）は、契約締結後に受注者に配付するものとする。

1. 提出データ
 - (1) 施設情報（記入様式）
 - (2) 写真（全体、銘板、設置状況等、各装置 3 枚程度）
2. 提出方法

データは、提出前にウイルスチェックを行うものとし、任意のウイルス対策ソフトで、ウイルスパターンが最新化されたものを使用する。

電子媒体には、「使用したウイルス対策ソフト名」「ウイルス定義年月日またはパターンファイル名」「チェック年月日（西暦表示）」を明記するものとする。

第 59 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 60 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
その他	☐ 関係機関・自治体等との協議に係る条件等その内容。	

別紙－2(完成図書用)

設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制
(工事名:R8渡良瀬川管内ネットワーク設備更新工事)

会社名:〇〇〇(株)

項 目		記載する内容
設計管理	設計管理担当部署(自社)	所在地:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	設計管理担当部署 (委託先)	所在地:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
工程管理	工程管理担当部署(自社)	所在地:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	工程管理担当部署 (委託先)	所在地:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
検査・試験	検査・試験担当部署(自社)	所在地:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	検査・試験担当部署 (委託先)	所在地:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
製作場所	製作工場又は製作部署 (自社)	所在地:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	製作工場又は製作部署 (委託先)	所在地:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000

※ 主たる設備について記載すること。(主たる設備とは、入札説明書の競争参加資格(4)の同種工事の設備で本工事に該当する設備を言う)

※ 各体制については自社の担当部署及びその所在地(詳細な住所)、電話番号を記載すること。

※ 製作を他社に委託した場合は、各体制について自社及び委託先の担当部署及びその所在地、電話番号を記載すること。

※ 委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後に各体制を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

別紙－3(完成図書用)

本工事における障害時の支援体制、保守部品の供給体制並びに
発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制
(工事名:R8渡良瀬川管内ネットワーク設備更新工事)

会社名:〇〇〇(株)

項 目		記載する内容
障害時の 支援体制	障害時の支援担当部署 (自社)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	障害時の支援担当部署 (委託先)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	24時間連絡体制の有無	有り・無し
保守部品の 供給体制	保守部品の供給担当部署 (自社)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	保守部品の供給担当部署 (委託先)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	保守部品の保管場所 (自社)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	保守部品の保管場所 (委託先)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
技術的内容 の問い合 わせ対応体制	技術的内容の問い合わせ 担当部署 (自社)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	技術的内容の問い合わせ 担当部署 (委託先)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000

- ※ 各体制は自社の担当部署及び所在地(詳細な住所)、電話番号を記載すること。
 ※ 各体制について他社に委託した場合は、委託先について記載すること。
 ※ 委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後にその所在地を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____ 印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

概略工事工程表

別紙一5

工事名：R8渡良瀬川管内ネットワーク設備更新工事

【令和7年度・令和8年度】

工 種	単位	数量	3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			備考 (ハ・パー(pt)数等)																										
			10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30																																	
準備	式	1																																		30日間																																
機器製作	式	1																																		140日間																																
ネットワークスイッチ更新	台	16																																		30日間(1ハ・パー)																																
後片付け	式	1																																		10日間																																
制約条件	お盆年末年始																																余裕期間																																	お盆 8月中旬 年末年始 12月下旬～1月上旬		
雨休率の適用			なし																																																																	

《余裕期間制度(フレックス)の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間)の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、主任技術者等の配置が不要となります。

《関係機関協議》

協議すべき関係機関はありません。

R 8 渡良瀬川管内ネットワーク設備更新工事

機器仕様書

国土交通省関東地方整備局

渡良瀬川河川事務所

1. 一般事項

1.1 適用範囲

この仕様書は、「R8 渡良瀬川管内ネットワーク設備更新工事」に適用する。

2. 機器仕様

2.1 IP 伝送装置

2.1.1 概要及び仕様

本仕様書に示す以外の事項については、「IP 伝送装置機器仕様（国土交通省、令和6年3月）」によるものとし、施工場所毎の構成及び員数等は下記のとおりとする。

No.	設置場所	物理構成図装置名称	IP 伝送装置機器仕様書 装置名称	電源部
1	事務所	所内 L3-SW	L3SW 固定型タイプ B	AC100V二重化
2	事務所	所内 L3-SW	L3SW 固定型タイプ B	AC100V二重化
3	事務所（無線室）	足利出張所 L3-SW	L3SW 固定型タイプ B	AC100V二重化
4	佐野河川出張所	執務室 L2-SW	L2SW 固定型タイプ E	AC100V
5	姥川排水機場	CCTV L2-SW	L2SW 固定型タイプ E	AC100V

2.2 画像回覧装置

2.2.1 概要

本装置は、リモコン操作により IP 化された CCTV カメラ映像等を受信・複合し、ディスプレイに出力するものである。

2.2.2 仕様

本装置の仕様を以下に示す。

- (1) 映像複合方式 : MPEG2、H.264
- (2) 音声複合方式 : MPEG2、H.264
- (3) 伝送方式 : RTP/IP、UDP/IP、マルチキャスト/ユニキャスト
- (4) 映像出力インターフェース : HDMI
- (5) 音声出力インターフェース : HDMI
- (6) LAN インタフェース : 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T
- (7) 映像表示登録チャンネル数 : 最大 1000ch 以上
- (8) 画像パターン : 1/4 画面
- (9) 巡回機能 : 映像 5~1800 秒
- (10) 電源 : AC100V 50/60Hz

「納入機器一覧」

設置場所	名 称	規 格	数 量	単 位	備 考
栃木県足利市田中町661-3 渡良瀬川河川事務所	L3-SW	L3SW固定型タイプB	2	台	AC100V二重化 所内用
栃木県足利市田中町661-3 渡良瀬川河川事務所	L3-SW	L3SW固定型タイプB	1	台	AC100V二重化 事務所無線室(足利出張所用)
栃木県佐野市堀米町3971-10 佐野河川出張所	L2-SW	L2SW固定型タイプE	1	台	AC100V 執務室用
栃木県足利市瑞穂野町 姥川排水機場	L2-SW	L2SW固定型タイプE	1	台	AC100V CCTV用
栃木県足利市田中町661-3 渡良瀬川河川事務所	画像回覧装置	MPEG2/H.264 HDMI出力	2	台	AC100V

R 8 渡良瀬川管内ネットワーク設備更新工事

システム・インテグレーション仕様書

目次

1 対象機器.....	1
2 実施項目.....	1
3 提出資料.....	2
4 システム・インテグレーション作業数量表.....	2

1 対象機器

対象機器は以下のとおりである。

表 1-1 対象機器一覧

設 備 名	場所(局名)	住所	対象設備	台数
ネットワークシステム設計	渡良瀬川河川事務所	〒326-0822 栃木県足利市 田中町 661-3	所内 L3SW	1
			事務所 OA—L3SW	1
	足利出張所	〒326-0822 栃木県足利市 田中町 661-	足利出張所 L3SW	1
	佐野河川出張所	〒389-0206 栃木県佐野市 堀米町 3971-10	OA—L2SW	1
	姥川排水機場	〒370-3334 栃木県足利市 瑞穂野町地先	L2SW	1

※Static の再配信、VLAN-ID の重複等について配慮すること。

本線系は OSPF でのルーティングで、幾つかは static の再配信があると想定される。その部分の影響有無の確認と将来支線迂回が追加された場合を考慮した VLAN-ID の重複がないか確認が必要という点が留意点となる。

2 実施項目

下記に示す調査・設計を実施すること。

2-1 ネットワーク環境調査

関連する更新するネットワークの環境調査を実施すること。ただし、既存ネットワークに関しては、当該ネットワークの物理構成、論理構成及びネットワーク機器のコンフィグデータ等の調査であり、事前に構成図、コンフィグデータの内容を提示できる場合は調査しなくてもよい。

2-2 ネットワーク基本設計

物理構成設計、論理構成設計を実施し、物理構成図、論理構成図の作成及び経路制御等の設計を実施するものとする。

2-2-1 物理構成設計

既設接続ポート状況の調査及びポート構成・種別の検討を行うこと。

2-2-2 論理構成設計

VLAN の調査及び新規 VLAN を考慮した設計を行うこと。また、必要に応じて経路検討を行うこと。

2-3 関連システム整合設計

新たにネットワークに収容する機器間通信に関する整合性について検討を実施すること。

2-4 ネットワーク機器コンフィグデータ作成

上記に示す設計結果を基にネットワークの構築に必要なコンフィグデータを作成すること。

2-5 データインストール及び試験

2-5-1 作業方法の検討

コンフィグデータのインストール及び試験を実施するにあたり、事前に作業内容の検討を行うこと。

2-5-2 コンフィグデータインストール

現地試験方案書に基づき、コンフィグデータを機器にインストールを実施し、対向となる装置との接続確認を実施すること。

2-5-3 単体試験

現地試験方案書に基づき、設定に問題が無いことを確認すること。

2-6 ドキュメント作成

前項までに作成提出した、物理構成図、論理構成図、ポート収容図、IPアドレス一覧表、構成定義情報及び試験成績所を照査し、最終的なドキュメントを提出すること。

3 提出資料

実施項目の成果として、下記資料を提出すること。（但し、変更が無い資料については、提出する必要はないものとする。）

- ・物理構成図
- ・論理構成図
- ・ポート収容図
- ・IPアドレス一覧表
- ・構成定義情報（コンフィグ情報）
- ・試験成績書

4 システム・インテグレーション作業数量表

別紙1に示すとおり。

システムインテグレーション 数量表

単位:(台)

作業区分・機能種別	対象装置・作業種別	対象装置数 *	機能種別の作業対象数 *				
		更新	VLAN		マルチキャスト		
			同一場所、同時作業 台数 **	歩掛	同一場所、同時作業 台数 **	歩掛	
01 小型 L3SW／ルータ(ボックス型)	3		3.31		1.13		1.50
02 L2SW	2		1.73		1.13		1.50
03 マルチキャスト FW／ユニキャスト FW			6.89		1.13	1	1.50
歩掛小計(単位:人工)		13.20					
歩掛合計(単位:人工)		13.20					

※ 対象装置数と機能種別の作業対象数は必ずしも一致しない。

※※ 同一作業種別における同一場所、同時作業の2台以降は、1台につき基本歩掛の 0.7 倍とする。

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 渡良瀬川管内ネットワーク設備更新工事

国土交通省 関東地方整備局
渡良瀬川河川事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内ネットワーク設備更新工事 (当 初)						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
電子応用設備(機器単体)							
CCTV設備		式		1			
CCTV装置		式		1			
画像回覧装置		式		1			
高度情報化設備		台		2			
I P ネットワーク設備 (事務所)		式		1			
L3-SW (固定型タイプB) A C 二重化		台		2			
I P ネットワーク設備 (足利出張所)		式		1			
L3-SW (固定型タイプB) A C 二重化		台		1			
I P ネットワーク設備 (佐野河川出張所)		式		1			
L2-SW(固定型タイプE)		台		1			

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内ネットワーク設備更新工事 (当 初)						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
I P ネットワーク設備 (姥川排水機場)		式		1			
L2-SW (固定型タイプE)		台		1			
機器単体費		式		1			
電子応用設備		式		1			
高度情報化設備工		式		1			
I P ネットワーク設備設置工 (事務所)		式		1			
L3-SW 据付調整 既設置撤去含む		式		1			
I P ネットワーク設備設置工 (足利出張所)		式		1			
L3-SW 据付調整 既設置撤去含む		台		1			
I P ネットワーク設備設置工 (佐野河川出張所)		式		1			
L2-SW 据付調整 既設置撤去含む		台		1			

工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内ネットワーク設備更新工事 (当 初)						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
I P ネットワーク設備設置工 (姥川排水機場)		式		1			
L2-SW 据付調整		台		1			
既設装置撤去含む システム・インテグレーション		式		1			
システム・インテグレーション		式		1			
システム・インテグレーション		式		1			
工場製品輸送工		式		1			
輸送工		式		1			
輸送(電気)		式		1			
直接工事費		式		1			
共通仮設費		式		1			
共通仮設費		式		1			

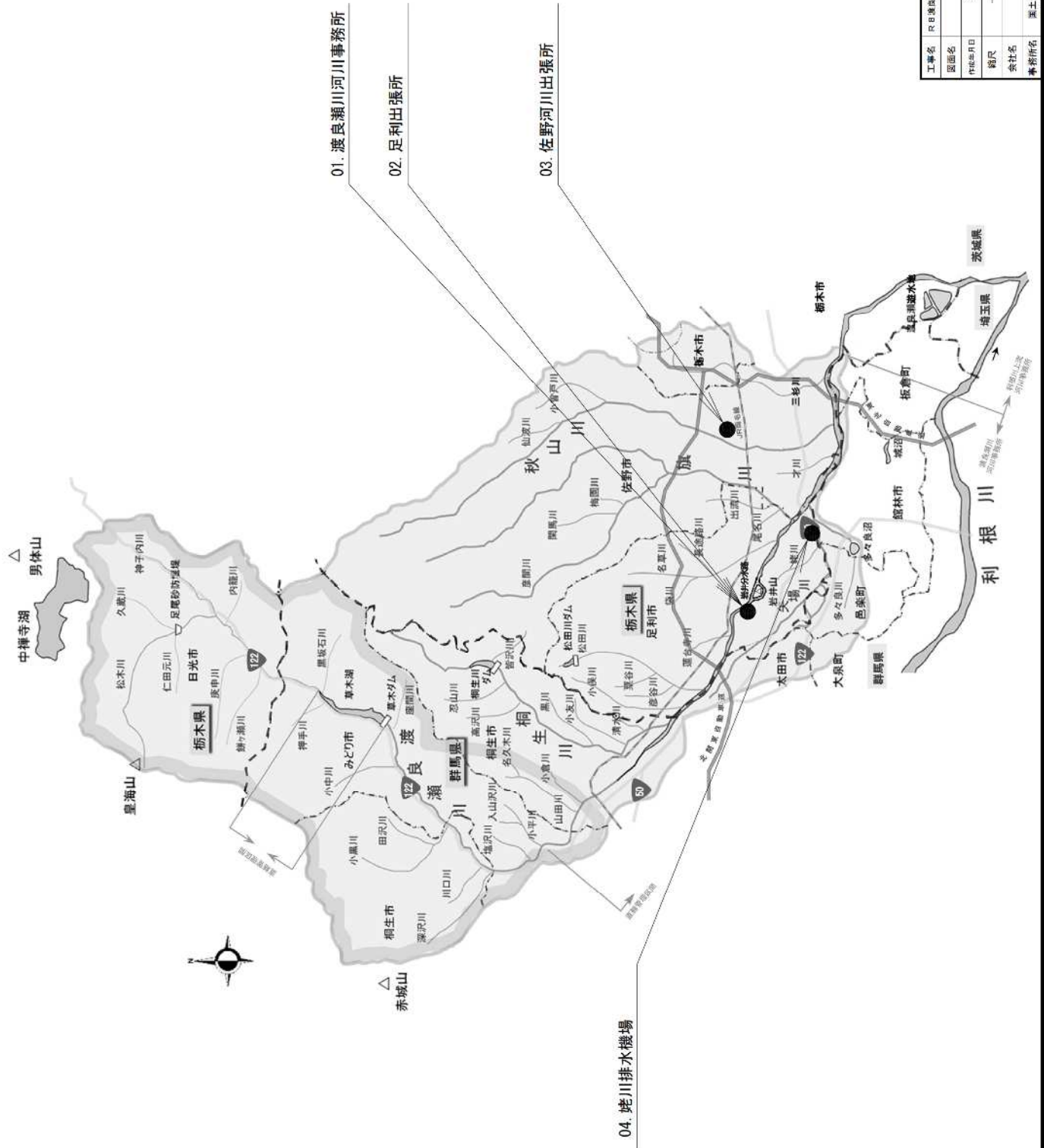
工事数量総括表

工事名	R 8 渡良瀬川管内ネットワーク設備更新工事 (当 初)						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
技術管理費		式		1			
電気通信施設DB作成		式		1			
共通仮設費 (率計上)		式		1			
純工事費		式		1			
現場管理費		式		1			
機器間接費		式		1			
技術者間接費		式		1			
機器管理費		式		1			
工事原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
工事価格		式		1			

工事数量総括表

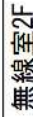
工事名	R 8 渡良瀬川管内ネットワーク設備更新工事 (当 初)						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
消費税相当額				1			
工事費計		式		1			

位置図



工事名	R18年度福岡県内ネットワーク設備整備工事		
図面名	位置図		
作成年月日	令和 8 年 6 月		
縮尺	-	図面番号	1 / 4
会社名			
事務所名	福岡県築紫郡川戸町本郷新田 5 丁目 5 番 1 号 国土建設		

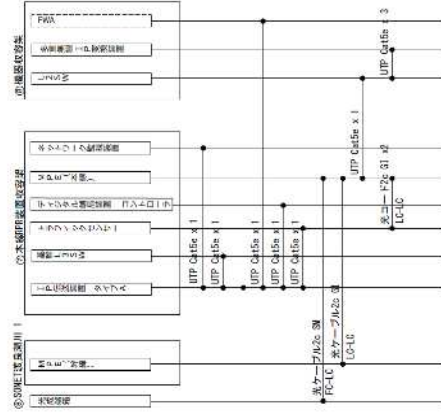
事務所3F電算室



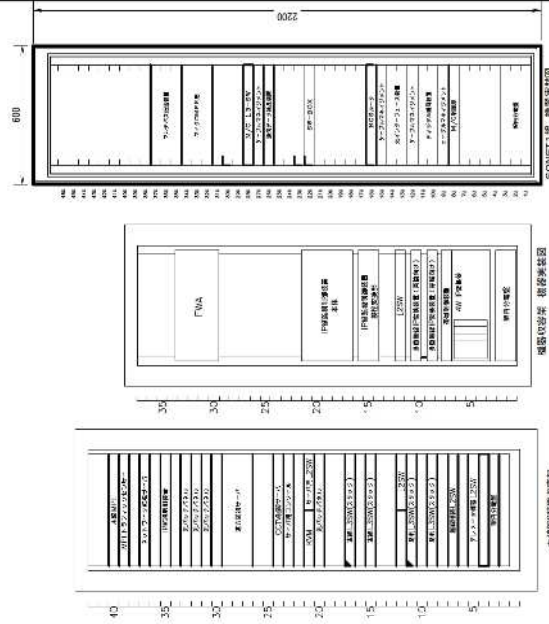
	更新機器
	改修機器
	既設機器



No.	用語名称	得意
①	入出力層	
②	搬送制御装置	搬送機

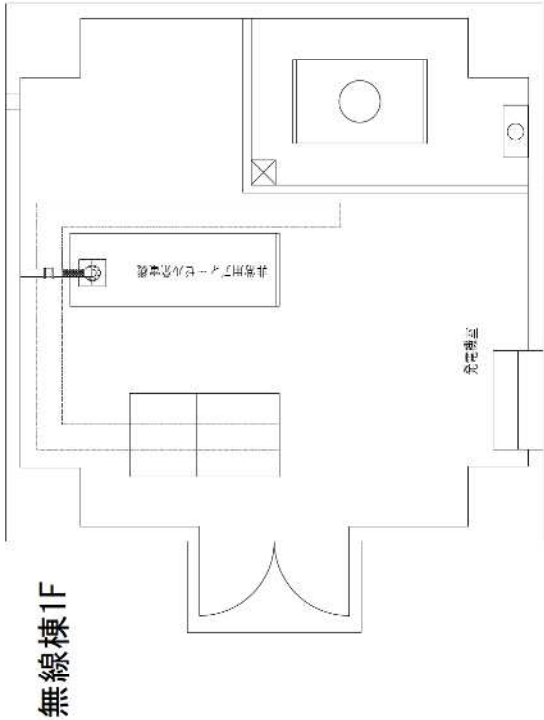


№	課題名	担当者	学 期	学 年	学 科	講 義 名	講 師
1	1. 3月14日(水) 春の嵐と鳥の足音			36	水フワイ(4月) 春の嵐と鳥の足音	水本正俊	
2	2. 5月6日(土) 2009年鳥獣被害(宮城県山)			37	動物被害(5月) 2009年鳥獣被害(宮城県山)		
3	3. 5月6日(土) 2009年鳥獣被害(山形県)			38	動物被害(5月) 2009年鳥獣被害(山形県)		
4	4. 地味な多量被害の事例と問題			39	10月(水) 地味な多量被害の事例と問題		
5	5. 緊急対応と被害						
6	6. 1. 5月6日(土) 2009年鳥獣被害(大館市)			40	10月(水) 2009年鳥獣被害(大館市)		
7	7. 本講義の成立と状況			41	10月(水) 本講義の成立と状況		
8	8. 被害の発生			42	10月(水) 被害の発生		
9	9. 被害の発生と被害			43	10月(水) 被害の発生と被害		
10	10. 被害の発生と被害			44	10月(水) 被害の発生と被害		
11	11. 被害の発生と被害			45	10月(水) 被害の発生と被害		
12	12. 被害の発生と被害			46	10月(水) 被害の発生と被害		
13	13. 被害の発生と被害			47	10月(水) 被害の発生と被害		
14	14. 被害の発生と被害			48	10月(水) 被害の発生と被害		
15	15. 被害の発生と被害			49	10月(水) 被害の発生と被害		
16	16. 被害の発生と被害			50	10月(水) 被害の発生と被害		
17	17. 被害の発生と被害			51	10月(水) 被害の発生と被害		
18	18. 被害の発生と被害			52	10月(水) 被害の発生と被害		
19	19. 被害の発生と被害			53	10月(水) 被害の発生と被害		
20	20. 被害の発生と被害			54	10月(水) 被害の発生と被害		
21	21. 被害の発生と被害			55	10月(水) 被害の発生と被害		
22	22. 被害の発生と被害			56	10月(水) 被害の発生と被害		
23	23. 被害の発生と被害			57	10月(水) 被害の発生と被害		
24	24. 被害の発生と被害			58	10月(水) 被害の発生と被害		
25	25. 被害の発生と被害			59	10月(水) 被害の発生と被害		
26	26. 被害の発生と被害			60	10月(水) 被害の発生と被害		
27	27. 被害の発生と被害			61	10月(水) 被害の発生と被害		
28	28. 被害の発生と被害			62	10月(水) 被害の発生と被害		
29	29. 被害の発生と被害			63	10月(水) 被害の発生と被害		
30	30. 被害の発生と被害			64	10月(水) 被害の発生と被害		
31	31. 被害の発生と被害			65	10月(水) 被害の発生と被害		
32	32. 被害の発生と被害			66	10月(水) 被害の発生と被害		
33	33. 被害の発生と被害			67	10月(水) 被害の発生と被害		
34	34. 被害の発生と被害			68	10月(水) 被害の発生と被害		
35	35. 被害の発生と被害			69	10月(水) 被害の発生と被害		
36	36. 被害の発生と被害			70	10月(水) 被害の発生と被害		

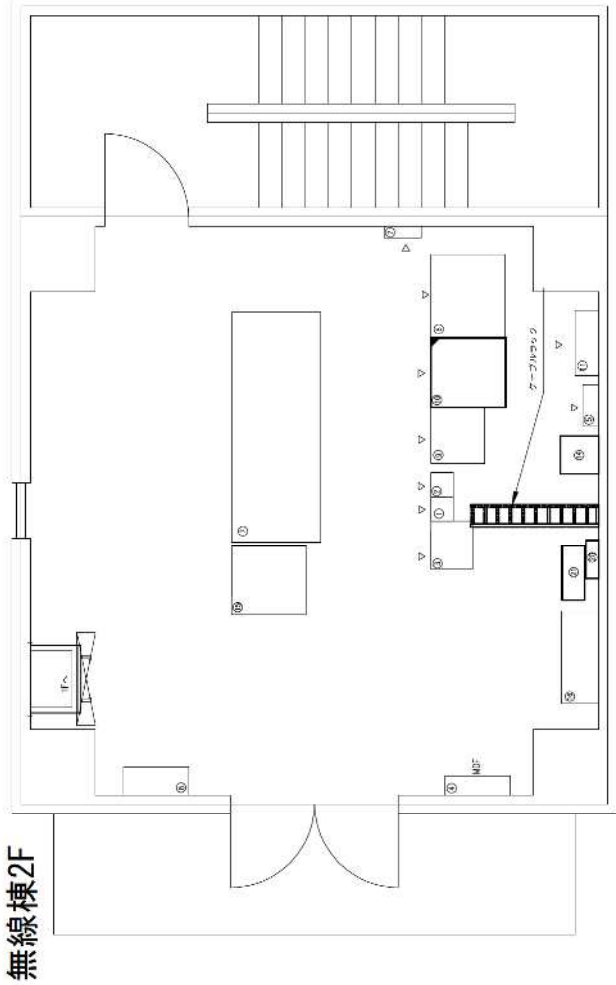
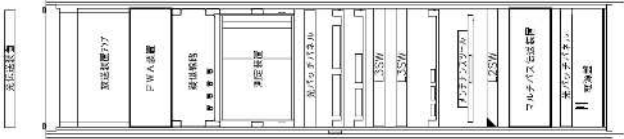


工事名	R 8 国道新田新式ネットワーク技術研究会工事		
図面名	東京都川崎市川崎区 3F 増築及び補修工事 建築図		
作成日	令和 8 年 6 月		
補注	-	図面番号	2 / 4
添付者			
添付箇所	国工 2 号線 東京都川崎市川崎区		

佐野河川出張所 無線棟 機器配置図

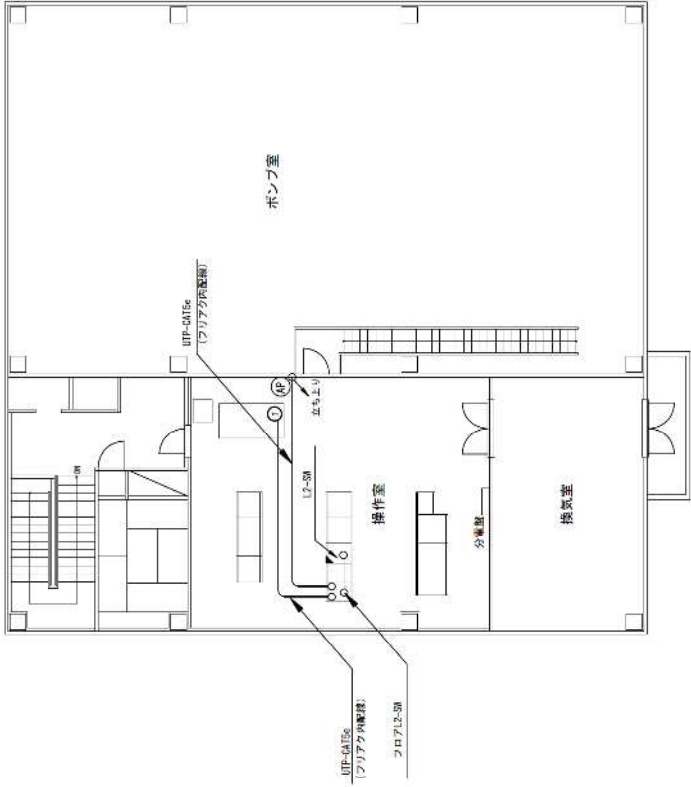


機 名	機 名	機 名
①	無線棟1F	無線棟1F
②	無線棟2F	無線棟2F
③	無線棟3F	無線棟3F
④	無線棟4F	無線棟4F
⑤	無線棟5F	無線棟5F
⑥	無線棟6F	無線棟6F
⑦	無線棟7F	無線棟7F
⑧	無線棟8F	無線棟8F
⑨	無線棟9F	無線棟9F
⑩	無線棟10F	無線棟10F
⑪	無線棟11F	無線棟11F
⑫	無線棟12F	無線棟12F
⑬	無線棟13F	無線棟13F
⑭	無線棟14F	無線棟14F
⑮	無線棟15F	無線棟15F
⑯	無線棟16F	無線棟16F
⑰	無線棟17F	無線棟17F
⑱	無線棟18F	無線棟18F
⑲	無線棟19F	無線棟19F

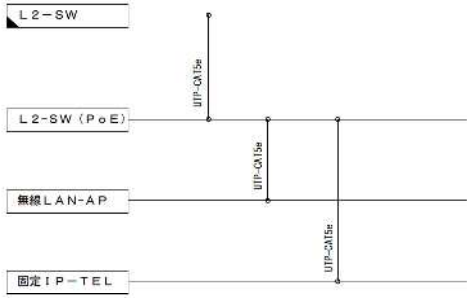


工事名	R6 佐野河川管内ネットワーク設備更新工事
図面名	佐野河川出張所 無線棟 機器配置図
作成年月日	令和 8 年 6 月
縮尺	-
図面番号	3 / 4
会社名	国土交通省 建設省 国土交通省

姥川排水機場 配線系統図・機器配置図



配線系統図



凡例

更新機器

改修機器

削除機器

工事名	R8 遠良姥川管内ネットワーク設備更新工事		
図面名	姥川排水機場	配線系統図・機器配置図	
作成年月日	令和 8 年 6 月		
縮尺	-	図面番号	4 / 4
会社名			
事務所名	国土交通省 遠良姥川河川事務所		